

訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等 特定接種のための登録手続きと事業継続計画作成について(ひな形)

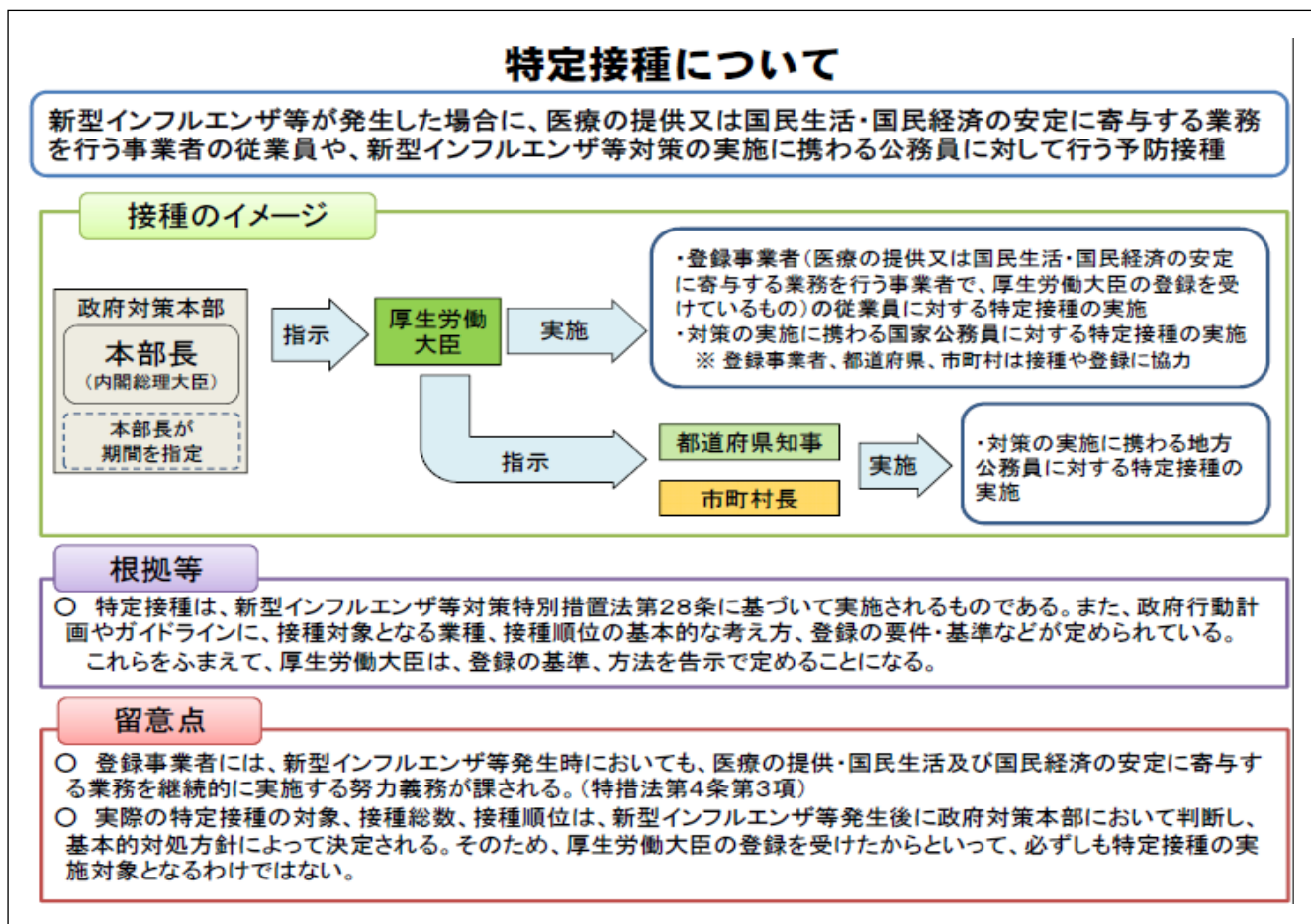
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号:以下、特措法）の規定に基づく特定接種に関して、登録手続き及び登録基準告示が平成 25 年 12 月 10 日付で告示されました。

事業継続計画の作成を検討している訪問看護ステーションの皆様におかれましては、下記をご参照のうえ、みなさまのステーションにあった計画の作成にお役立てください。

【特定接種とは】

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種をいいます(特措法第 28 条)。なお、登録事業者になるには、下記の点に留意が必要です。

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されます。(特措法第 4 条第 3 項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定されます。そのため、登録をしても、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありません。

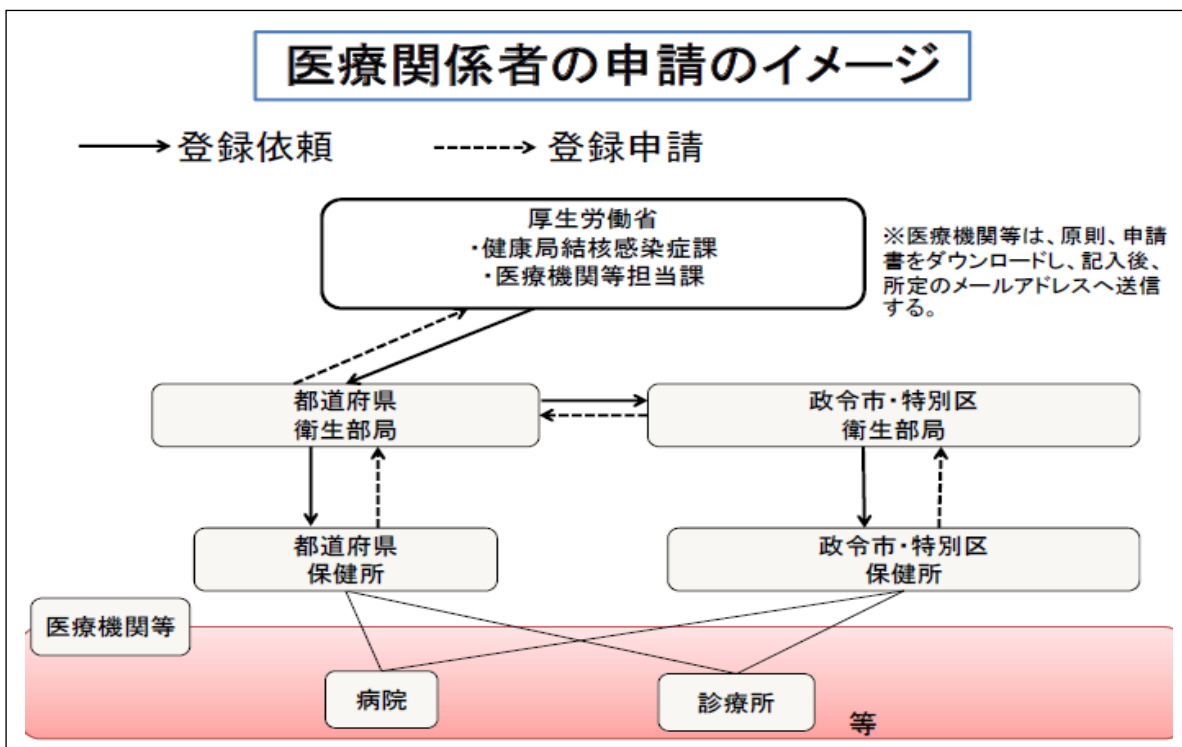


引用:厚生労働省/<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/jichitai20131210-02.pdf>

【訪問看護ステーション業務と特定接種登録について】

訪問看護ステーションにおいても、新型インフルエンザ等にり患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下で必要な診療の補助又は療養上の世話をを行う場合、(新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である場合)特定接種登録の対象となります。また、その際は、専門職だけでなく、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である看護補助者・事務員等も特定接種の対象となります。

理由としては、例えば「体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難であるなどが想定され、訪問看護ステーションの有資格者だけでなく、他の職員も実施する可能性があるためとされています。また、定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など）は、今回の登録の対象となります。



※なお、詳しくは下記のサイトもご参照ください。

■特措法

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

■特定接種について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-sesshu.html

■新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き

http://www.virology.med.tohoku.ac.jp/pandemicflu/i/tool/sinryou_tebiki.pdf

■特定接種登録申請書の記載に関する手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/jichitai20131224-06.pdf>

■新型インフルエンザガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>

■【動画】新型インフルエンザ等発生に備えて医療機関に求められること(H25.12.24 公開)

<http://www.youtube.com/watch?v=Mv6fBwTiIdk>

(以上のサイトは、いずれも平成26年1月1日現在:アクセス可能確認)

X 訪問看護ステーション 新型インフルエンザ等事業継続計画(ひな形)

■〇〇訪問看護ステーション

設置主体：設立法人 〇〇県看護協会

体制：管理者 1 名(保健師)・常勤看護師 4 名・非常勤看護師 3 名・介護福祉士 1 名・事務 1 名

合計 10 名

■運営方針

地域感染期においても、新型インフルエンザ等により患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において医師の指示の下に必要な診療の補助又は療養上の世話をを行う。

※一般的な訪問看護ステーションを想定としています。

※利用者のかかりつけ医(医療機関)には、「帰国者・接触者外来」は設置されないが、地域感染期になった場合は、「新型インフルエンザ等の診療を行う」医療機関となることがある。

■本計画例使用上の注意

○実際には、貴ステーションが所在する各都道府県の行動計画及び連携している医療機関等の事業継続計画や、地域における貴ステーションの役割に応じて追記・修正してください。

実際の計画書では、赤文字は、削除の上、貴ステーションの実態を記入する等して、ご利用ください。

第 I 章 総論

1 基本方針

1) 当(正式名称)ステーションの役割

当ステーションは、新型インフルエンザ等(「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)第 2 条第 1 号)が△△地域で流行した際も、「新型インフルエンザ等により患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下に必要な診療の補助又は療養上の世話をを行い、地域における在宅医療に貢献する。

2) 発生段階別対応方針

海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、新型インフルエンザ等の患者の訪問看護にあたる可能性があることを踏まえると共に、地域感染期においても、かかりつけ医との連携・協力の元、訪問看護事業を継続する。

3) 職員の安全と健康への配慮

業務の継続においては、従事する職員の安全と健康に十分に配慮する。

4) 優先業務の区分

当ステーションの地域における役割を念頭に、業務の優先度を 3 段階(A-C)に区分し、一定の水準を維持し業務を継続する。なお、地域感染期における被害想定・欠勤率は 25%で検討する。

A<高い>：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき業務

B<中程度>：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる業務

C<低い>：地域感染期には緊急の場合を除き延期できる業務

2 事業継続計画の策定と変更

1) 計画の作成者

本計画は設立法人及びステーションメンバーで構成する「新型インフルエンザ等に関する対策会議」(以下「対策会議」)により作成した。(別紙 1:メンバー表)。

2) 計画の変更・修正

新型インフルエンザ等の発生時及び流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会からの要請を元に、適宜本計画を変更・修正する。

3 意思決定体制

1) 対策会議とステーション管理者の役割

新型インフルエンザ等の発生時における業務体制及びその縮小等については対策会議で検討し、議長であるステーション管理者が決定する。

2) 管理者不在時の意思決定について

管理者が事故などで不在のときは、**設立法人の〇〇**がその代理を務め、必要な決定・指示を行う。

4 意思決定に必要な最新情報の収集・共有化

1) 情報収集先

新型インフルエンザ等に関する情報については、**設立法人、都道府県、△△保健所(ステーション所在地)、●●市町村(ステーション所在地)**、国、関係団体等の通知等を参考にする。

2) 情報の共有

収集した情報は、定例朝会議、職員間のメール、張り紙などを通じて速やかに職員に通知する。
情報入手先リスト（別紙2）。

第Ⅱ章 未発生期の対応

1 新型インフルエンザ等発生時の体制確保の準備

1) 優先業務の決定と流行への備え

・本ステーションにおける業務内容について、優先順位を以下のように決定（準備）する。

（例：当面、A<高い>：**〇〇訪問、×××**、
B<中程度>：**緊急を要しない訪問等**、
C<低い>：**〇〇業務、健康教育等**とする。）

なお、新型インフルエンザ等発生時には業務の絞り込みと見直しを行い、業務効率化を図る。）

・日頃からそれぞれの職員が様々な業務を行えるよう教育訓練を行う。

2) 業務に確保できる人員と対応能力の評価

地域感染期においても出勤でき、対応可能な職員数を検討し、リストを作成する（別紙3）。

3) 連絡体制、通勤経路

ステーション内の連絡体制（別紙4）。

各職員（非常勤含む）の通勤経路の一覧（別紙5）

2 感染対策の充実

1) 感染対策マニュアルの整備

感染対策マニュアルを見直し、新型インフルエンザ等対策を踏まえて整備する。

2) 教育と研修

訪問対象者及びその家族と職員の安全確保のため、新型インフルエンザ等に対する基礎知識、マスクや手袋などの个人防护具の適切な使用法等について定期的に研修を行う。

3) 特定接種への登録

特定接種の登録事業者になる場合には、管理者は所定の手続きを行い、**〇〇都道府県(ステーション所在地)**を通じて厚生労働省へ登録する。

4) 使用済み衛生材料の持ち帰りの禁止

訪問先からの、使用済み衛生材料等の持ち帰りはしないことを徹底する。

3 在庫管理

1) 必要物品と入手方法の確認

平時より実施している医薬品・医療材料等の在庫管理に加え、ステーションの医薬品・医療材料取り扱い業者の**〇〇会社**と連携し、新型インフルエンザ等発生時の必須医薬品、感染対策用品等のリストを作成し、入手方法を確認しておく（別紙6）。

例) 感染対策用品：マスク、手袋、ガウン、ゴーグル、手指消毒剤等

第Ⅲ章 海外発生期以降の対応

1 対策本部の設置

・海外発生期以降、流行規模・病原性等に応じて、第Ⅰ章で定めた対策会議を対策本部とする。

2 業務継続体制

1) 訪問看護業務

・業務実施体制については、あらかじめ、ホームページ、掲示物やポスターおよび電話メッセージ等で地域住民に周知しておく。

■[海外発生期から地域発生早期]

＜新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応＞

・新型インフルエンザ等が疑われる患者から問い合わせがあった場合、帰国者・接触者相談センターを紹介

する。(帰国者・接触者相談センター：電話 0***-**-****)

- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者を訪問した場合は、かかりつけ医に連絡し、確定検査の要否等や今後の対応等について確認する。
- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者の情報を得た場合は、可能な範囲で他の患者と接しない状況下で待機させ、かかりつけ医に連絡する。

■[地域感染期]

＜新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応＞

- ・軽症者を中心に、新型インフルエンザ等の患者の訪問看護の指示があった場合は、かかりつけ医と連携のうえ、職員の感染対策を講じ、訪問看護を実施する。重症化が考えられる患者については、早急にかかりつけ医と連携のうえ、△△病院への紹介を検討する。
- ・訪問対象者及びその家族等からは、電話やファックスでの相談を受け付ける。

3 職員への対応

1) 職員の健康管理と安全確保

- ・職員への感染予防のため、職員が新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者と接触する場合には、その状況に合わせて个人防护具を適切に使用する。
- ・職員は手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- ・職員等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに〇〇（管理者）に連絡する。原則として職員本人が感染した場合は病気休暇（病休）として取り扱う。家族等が感染した場合で本人への感染が強く疑われる場合は、管理者の判断で休みとする。
- ・管理者は、十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した者に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うかどうかについて、医療機関に相談する。(あらかじめ相談先医療機関を決定し、調整を図っておく。)
- ・特定接種開始後は都道府県の指示に従い、速やかに、対象職員にワクチン接種を行う。

2) 職員体制の見直し

(それぞれのステーションの状況、地域での役割に合わせて検討する)

- ・地域発生早期以降、職員連絡網、通勤経路などを見直す(別紙4、5)。
例：ステーション業務の機能維持のために、職員の子どもの学校の臨時休校・要看護者発生時等の職員欠勤時対応について毎週検討する。
例：定例朝会議で職員の出勤状況を確認する。
例：〇〇ミーティングで来週の予定、代替者の必要性、業務内容の変更を検討する。
- ・地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先業務(A～C、第Ⅱ章1-(1))について検討し、職員体制を見直す(別紙3)。
例：看護師の〇〇が新型インフルエンザ等に罹患し勤務不能となり、通常体制を維持することが困難になったときは、優先訪問先以外の訪問回数を減らすなどの対策を講じる。

4 地域/利用者への情報周知

1) 利用者への情報周知

(1) 啓発・広報

- ・本ステーションにおいては流行期に対応した啓発・広報活動を行う。特に、新型インフルエンザ等に罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品(マスク、手袋)の使い方等、感染拡大防止のために個人や家庭ができることについて、利用者へ周知する。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/02.html#40>

(厚生労働省新型インフルエンザ対策関連情報)

- ・利用者に対し、新型インフルエンザ等患者の訪問支援方針等を、チラシなどであらかじめ周知する。

5 事務機能の維持

1) 事務部門

- ・各種物品の調達や医療機器の整備・修繕、一般電話対応等、業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。
- ・非常勤職員、業務委託会社の職員も含めた全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要なことを優先的に実施する。

2) 委託業者との連携

- ・清掃、物品管理、リネン、警備など委託している業務がある場合は、新型インフルエンザ等の地域感染

期の対応について設立主体となる法人(別途法人がある場合)も含め受託業者と事前に打ち合わせを行う。

3) 業者連絡先リスト

- ・医薬品取扱業者リスト(別紙7)
- ・委託業者(清掃、廃棄物処理、警備、施設メンテナンス等)リスト(別紙8)

第IV章 地域における連携体制

1) 地域の連絡会議への参加

- ・未発生期に設立法人、△△保健所/〇〇市町村等の地域の連絡会議に参加し、地域における各医療機関の外来・入院に関する方針、当ステーションの役割を連携病院と確認する。

2) 医療機関との連携

- ・連携機関リスト(行政機関・医療機関等)(別紙9)。
- ・地域発生早期に疑い患者を訪問した場合には、連携している〇〇病院(呼吸器科、ICDの▲▲先生)と密に連絡をとり、〇〇病院への受診方法について確認する。

3) その他

以上
新型インフルエンザ等に関する対策会議
改定 平成〇〇年〇月〇日
策定 平成〇〇年〇月〇日
管理者 □□ □□

別紙は下記のとおり

- 別紙1 新型インフルエンザ等に関する対策委員会メンバー
- 別紙2 新型インフルエンザ等感染症に関する情報確認先リスト
- 別紙3 訪問対応能力の事前評価(例)
- 別紙4 連絡網(自宅電話番号、携帯電話番号・メール等含む)
- 別紙5 各職員(非常勤含む)の主な通勤経路一覧、緊急時対応
- 別紙6 新型インフルエンザ等発生時の感染対策用品リスト
- 別紙7 備品等取り扱い業者リスト
- 別紙8 委託業者リスト(清掃、廃棄物処理、警備、施設メンテナンス等)
- 別紙9 連携機関リスト(行政機関・医療機関等)

【別紙例集】

■別紙1 新型インフルエンザ等に関する訪問看護ステーション対策会議メンバー

議長：管理者 ○○ ○○

副議長：主任 ○○ ○○

参加するメンバー： 看護師 ○○、看護師 ○○、事務 ○○

■別紙2 新型インフルエンザ等感染症に関する情報確認先リスト

情報収集責任者：管理者 ○○ ○○

新型インフルエンザ等の発生時には、○○○が責任をもって情報を周知する。

主な情報入手先リスト

内閣官房・新型インフルエンザ等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/
厚生労働省感染症・予防接種情報	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
□□都道府県・新型インフルエンザ等対策	http://www.
△△保健所	http://www.
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/

■別紙3 訪問対応能力の事前評価(例)

1 施設基本情報

医療施設名称：○○訪問看護ステーション

医療施設住所：△△県□□市○○ 1-2-3

職員数：管理者 1名(保健師)・常勤看護師 4名・非常勤看護師 3名・介護福祉士 1名・事務 1名
その他(あれば、記入)

2 通常の業務を行う上で必要な職員の数

①訪問看護担当 — 常勤看護師 4名・非常勤看護師 3名・

②訪問介護担当 — 介護福祉士 1名

③管理・事務担当 — 管理者 1名・事務 1名

3 被害想定：欠勤率 25%の場合（現員数×0.75＝出勤可能人員）

a 当ステーション全体における平均月別訪問件数（延べ●月/件）

※現在介護士は、入職して間もないこともあり、単独では訪問していないため、上記はすべて訪問看護の件数。

b 常勤看護師 1人あたりの平均月別訪問件数（延べ●月/件）

c 非常勤看護師 1人あたりの平均月別訪問件数（延べ●月/件）

※冬期間訪問件数が増える場合は、冬期間の平均訪問件数も勘案。

■ 稼働職員想定 常勤看護師 4名×0.75人=3人、非常勤看護師 3名×0.75=2.25人

介護職・もしくは事務 1名

管理者 1名

■ (b 件数×常勤看護師 3人)+(c 件数×非常勤看護師 2.25人) =d(対応可能件数 延べ●●月/件)

※被害想定時の対応能力は、d(対応可能件数 延べ●●月/件)

※(a-d)が、新型インフルエンザ等の被害によって対応できなくなる訪問件数と想定できる。

※ここでは、延べ件数のみを算出しているが、必要時は実人数も算出する。
 ※なお、2の「③管理・事務担当」は、現在も、必要時「①訪問看護担当・②訪問介護担当」と同行して訪問する等も想定されるため、専門職でなくとも指定接種の対象とする。
 ※訪問事業の他に、被害が想定されても実施する必要のある業務を有する場合は、別途、算出する。

■別紙4 連絡網

<管理者>

管理者 ○○ ○○ 自宅電話番号 0***-**-**** 携帯番号 0**-*****-****
 △△△ ○○ ○○ 自宅電話番号 0***-**-**** 携帯番号 0**-*****-****

<訪問>

看護師1 ○○ ○○ 自宅電話番号 0***-**-**** 携帯番号 0**-*****-****
 看護師2 ○○ ○○ 自宅電話番号 0***-**-**** 携帯番号 0**-*****-****
 看護師3 ○○ ○○ 自宅電話番号 0***-**-**** 携帯番号 0**-*****-****

<事務担当>

事務員1 ○○ ○○ 自宅電話番号 0***-**-**** 携帯番号 0**-*****-****

<緊急連絡網>20**年4月現在

■別紙5 各職員（非常勤含む）の主な通勤経路一覧、緊急時対応
 （部門毎に作成）

1 徒歩30分以内で登院可能な職員リスト

役職	氏名	家族	連絡先（電話等）
管理者	○○○美	有	0×0-0000-0000
看護師1	○○○子	単身	0×0-0000-0000
看護師2	○○○子	有	0×0-0000-0000
介護福祉士			

2 徒歩30分～1時間内で登院可能な職員リスト

役職	氏名	家族	連絡先（電話等）
事務員	○○○美	有	0×0-0000-0000
看護師3	○○○子	単身	0×0-0000-0000

3 徒歩1時間以上で登院可能な職員リスト

役職	氏名	家族	連絡先（電話等）
看護師4	○○○雄	有	0×0-0000-0000

■別紙6 新型インフルエンザ等発生時の感染対策用品リスト（使用期限・入手方法含む）

項目	商品名	定数在庫	使用期限	取扱業者
感染対策用品				
	サージカルマスク			
	N95 マスク			
	手袋（プラスチック）			
	手袋（ニトリル）			
	擦式手指消毒剤			
	フェイスシールド			
	ガウン			
	・・・			
	・・			

■別紙7 医薬品等取扱業者リスト

項目	会社名	担当者	電話	他
感染対策用品	〇〇社	〇〇	0***-**-****	
医薬品	▲▲会社	△△		

■別紙8 委託業者リスト（清掃、廃棄物処理、警備、施設メンテナンス等）

項目	会社名	契約方法	連絡先	他
エレベーター保守管理	〇〇ビルメンテナンス	年間契約	0***-**-****	
警備関係		年間契約		
清掃業務		年間契約		
感染性廃棄物運搬				
リネンリース				
電気、排水設備		年間		
滅菌関係		月1回		
テレビ、床頭台		半年一回		
空調				
冷蔵庫				
自動販売機				
売店				
食堂				
調理（厨房）				
検査（外部委託）				
コインランドリー				
・・・				

■別紙9 連携機関リスト（行政機関・医療機関等）

	電話番号	取り次ぎ先
□県健康福祉局	0***-**-****	担当：〇〇（新型インフルエンザ等対策室）
△△保健所	0***-**-****	担当：◇◇（保健指導課）
〇〇病院	0***-**-****	呼吸器科 ◎◎先生、ICD ◎◎先生
〇〇病院	0***-**-****	内科 ◆◆先生、
〇〇診療所	0***-**-****	院長 ◆◆先生
〇〇透析病院	・・・	・・・
・・・		

別添 発生段階に応じた事業継続計画及び地域連携等の概要の見出し(本文に合わせて、見出しを作成)

第 I 章 総論			
大項目	小項目	主な内容	
1 基本方針	1) 当ステーションの役割 2) 発生段階別対応方針 3) 職員の安全と健康への配慮 4) 優先業務の区分	○当ステーションの役割 ○発生段階別対応方針 ○職員の安全と健康への配慮 ○優先業務の区分	
2 事業継続計画の策定と変更	1) 計画の作成者 2) 計画の変更・修正	○対策会議のメンバー ○計画策定と変更・修正の時期	
3 意思決定体制	1) 対策会議とステーション管理者の役割 2) 管理者不在時の意思決定について	○業務体制の検討と決定者の決定 ○決定者の代理	
4 意思決定に必要な最新情報の収集・共有化	1) 情報収集先 2) 情報の共有	○職員への情報周知方法、組織としての情報管理	
第 II 章 未発生期の対応			
大項目	小項目	主な内容	
1 新型インフルエンザ等発生時の体制確保の準備	1) 優先業務の決定と流行への備え 2) 業務に確保できる人員と対応能力の評価 3) 連絡体制、通勤経路	○業務内容と優先順位 ○訪問対応能力の評価 ○連絡網、職員の通勤経路	
2 感染対策の充実	1) 感染対策マニュアルの整備 2) 教育と研修 3) 特定接種への登録 4) 使用済み衛生材料の持ち帰りの禁止	○既存の感染対策マニュアルの見直し ○教育研修内容の確認 ○特定接種の登録事業者登録と手続き	
3 在庫管理	1) 必要物品と入手方法の確認	○医薬品・医療材料の在庫管理	
第 III 章 海外発生期以降の対応			
大項目	小項目	海外発生期、地域発生早期	地域感染期以降
1 対策本部の設置	対策本部	○設置、構成、招集	○継続
2 業務継続体制	1) 訪問看護業務	○業務実施体制の訪問対象者への周知	○業務実施体制の訪問対象者への周知
	< 新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応 >	○帰国者・接触者相談センター紹介 ○かかりつけ医等との連携 ○電話やファックスでの相談対応	○かかりつけ医等々の連携 ○病院紹介 ○電話やファックスでの相談対応
3 職員への対応	1) 職員の健康管理と安全確保 2) 職員体制の見直し	○感染予防の徹底 ○欠勤指示 ○予防接種 ○人員確認、情報共有等 ○通勤経路、連絡網等の見直し	○感染対策 ○優先業務の検討 ○職員体制の見直し
4 地域/利用者への情報周知	1) 利用者への情報周知	○啓発・広報	○啓発・広報
5 事務機能の維持	1) 事務部門 2) 委託業者との連携 3) 業者連絡先リスト	○優先業務の検討 ○委託業者と連携、機能維持	○優先業務の検討 ○委託業者と連携、機能維持
第 IV 章 地域における連携体制			
	1) 地域の連絡会議への参加 2) 医療機関との連携 3) その他	○役割確認、情報共有	○役割確認、情報共有